

第4期玉名市教育振興基本計画策定業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、玉名市の教育行政の基本となる「第4期玉名市教育振興基本計画」の策定業務において、本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

第4期玉名市教育振興基本計画策定業務

3 委託業務内容

「第4期玉名市教育振興基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託料の上限額

5,401,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれに申立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (4) 国、県、市等において指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 玉名市入札参加資格登録をしている者。
- (7) 玉名市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）及び玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25号）に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当しないこと。

6 選定スケジュール

本業務に係る選定スケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和6年4月26日（金）
質問書提出期限	令和6年5月9日（木）午後5時まで必着
質問者への回答期限	令和6年5月14日（火）
参加申込書の提出期限	令和6年5月17日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年5月27日（月）午後5時まで必着
選定委員会の開催 （プレゼンテーションの実施）	令和6年6月上旬予定
業務委託に係る協議及び契約締結	令和6年6月中旬予定

※ 上記の日程は予定のため、変更する場合があります。

7 参加申し込み

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の参加申し込み方法は次のとおりとする。

(1) 提出物

ア 参加表明書【様式1】

イ 会社概要関係書類（所在地、資本金、事業内容、社歴、連絡先等が確認できるもの）

ウ 登記（履歴）事項全部証明書（提出日前3か月以内のもので、写しでも可）

エ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内のもので、写しでも可）

(2) 提出部数

正本1部 副本7部

(3) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

*ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先 玉名市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 教育政策係

* 1 4 【問い合わせ先】を参照

* 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで受け付ける。

8 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書【様式2】に記入のうえ、電子メールにて提出すること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。

* メール件名を「第4期玉名市教育振興基本計画プロポ関係質問」とすること。

(2) 受付期限

令和6年5月9日（木）午後5時まで必着

(3) メールアドレス kyoikusomu@city.tamana.lg.jp

(4) 質問書の回答

ア 令和6年5月14日（金）までに、参加申込みがあった全ての者にメールで回答する。

イ 質問書に対する回答により、募集要領等の追加又修正があったものとみなす。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（表題）【様式3】

イ 企画提案書（任意様式、ただしA4サイズにまとめること。）

* 企画提案書の内容、構成については、11【委託先 選定方法】の(3)【審査項目及び評価基準】にある評価基準の項目に沿うこと。

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 業務実施体制調書【様式4】

オ 類似業務実績調書【様式5】

* オにおいて、自己評価の高い実績2件について、成果物を各1部提出すること。実物が無い場合はプリントアウトしたもので可。

カ 見積書及び見積内訳書（任意様式、ただしA4サイズにまとめること。）

* 見積額については、消費税及び地方消費税を含んだ額とし、消費税及び地方消費税を除いた額についても分かるように記載すること。

*消費税及び地方消費税については、10%で計算すること。

(2) 提出部数

正本1部 副本7部

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

*ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和6年5月27日（月）午後5時必着

(5) 提出先

玉名市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 教育政策係

*14【問い合わせ先】を参照

*持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで受け付ける。

10 プレゼンテーション実施

(1) 日 時 令和6年6月上旬を予定。詳細については後日連絡する。

(2) 場 所 玉名市役所

(3) 出席者 最大人数 3人

(4) 提案内容の説明

ア プレゼンテーション、企画提案書に沿って説明すること。

イ 説明時間20分以内とする。*準備時間含まない。

ウ 質疑応答20分以内とする。

(5) 備品の貸出

プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各社が用意すること。ただし、プロジェクター用のスクリーンは、市から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6) 参加の辞退

参加申込書提出後、都合により辞退する際は、参加辞退届【様式6】を郵送（簡易書留に限る。）又は持参により令和6年5月27日（月）午後5時までに提出すること。

11 委託先の選定方法

(1) 審査

審査は、「第4期玉名市教育振興基本計画策定業務委託業者選定委員会」がプレゼンテーションの審査を行い、最高点を獲得した1者を本業務の受託予定者とし、2番目に点数が高い

者を次点とする。ただし、当該点数を選定委員の人数で割った値が審査基準点未満であった場合は、契約を締結しないこととし、また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は次点者を新たな受託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、合計評価点数を選定委員の人数で割った値が審査基準点に達し、かつ、選定委員会が適切な事業者と判断した場合でなければ受託予定者とはしない。

審査基準点：100点満点中60点

(3) 審査項目及び評価基準

委託業者の選定に係る評価項目及び評価基準は次とおりとする。

審査

評価項目	評価基準	配点
1 受託実績	本業務委託先として十分な業務実績を有しているか。	20
2 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・組織、技術人員の体制や担当者の業務実績や経験年数などが充実しているか。 ・業務を遂行するための専門的知識、知見などが充実しているか。(他機関との協力体制を含む) 	20
3 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか。 ・目的を達成するための業務遂行へのアプローチは的確か。 ・現状認識や課題の捉え方等は的確か。 ・教育に関わる国際的、国、県 動向等、他市状況、先進事例等の情報収集等、また、専門的な見地からの助言、方向性等の提示は可能か。 ・理路整然とまとめられており、視覚的にも分かりやすく表現されているか。 ・各分野主管課ヒアリングへの支援について、企画力、効率性、実効性等はどうか。 ・独自の提案が期待できる積極性があるか、また、その企画力等はどうか。 	35

4 作業計画	業務の工程管理は工夫され、計画どおりに進行できる妥当性があるか。	5
5 プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書に沿って、分かりやすい説明がなされたか。 ・業務に関する取組意欲が高く、熱意を持った説明がなされたか。 ・質疑応答時に審査員からの質問に対しての対応は適切で分かりやすかったか。 	10
6 見積価格	見積書の価格 配点×(提案中最低価格/提案者見積価格) ※少数点以下は切り捨て	10
合 計		100

(4) 審査方法

提案見積額以外の評価項目

評 価		得点
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

(5) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

1.2 失格条件

参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合 t 3
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合

- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の上限額を超えた場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更及び追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。
- (6) 受託予定者と協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (7) 委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

1 4 問い合わせ先

所在地 865-8501 熊本県玉名市岩崎163

担当者 玉名市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 教育政策係

担当：近藤

電話番号 0968-75-1133

電子メール kyoikusomu@city.tamana.lg.jp